

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年7月10日 14時00分ごろ
発生場所	北海道岩内町岩内港北方沖 岩内港東外防波堤灯台から真方位317° 1,360m付近 （概位 北緯43° 00.3′ 東経140° 29.9′）
インシデントの概要	プレジャーヨットBonJourは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット BonJour、5トン未満（長さ7.40m） 201-305北海道、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力5.9kW、回転数毎分 3,200、1気筒、ボア75mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、漂泊して釣りを 行っていたところ、風が強くなってきたので早めに帰港することと し、釣りを続けながら機走で徐々に岩内港に向かっていった。</p> <p>本船は、主機の調子が徐々に悪くなって自然に停止するようになり、 停止するたびに一旦錨泊して主機を冷却するなどして航行を続けて いたものの、突然、異音と共に主機が停止した。</p> <p>船長は、直ちに錨泊した後、主機をこれ以上に始動することは危険 と判断し、自力航行を諦めて118番通報を行い、来援した巡視船の 搭載艇にえい航されて岩内港に戻った。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備会社により点検が行われた結 果、機付き冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」 という。）のゴム部分が経年劣化又は焼損等によりポンプ内壁に密着 して真ちゅう製軸心（スプライン）から分離し、同ポンプが揚水不良 となったことが判明した。</p> <p>機関整備会社の担当者によれば、本船の主機は海水冷却型の単気筒 機関であり、本件インペラの破損により主機が過熱されて吸気弁や排 気弁等の各摺動部の隙間が小さくなり、動作不良が生じて燃焼不良が</p>

	<p>生じたと推察された。</p> <p>船長は、令和3年5月に岩内港周辺での釣りを目的として本船を中古で購入し、専ら機走のみで、本インシデント時の航行が2回目であった。</p> <p>本船は、1回目の航行の際には主機に不具合が生じていなかった。</p> <p>船長は、本船を購入した後、自宅から定係港まで相当離れており、また、日常の業務に追われて機関の整備主旨を理解することや日常の点検整備など、本船に関わる時間を確保できず、前船舶所有者から本件インペラの交換時期等の主機整備来歴に関する書類を受け取っていたが、その内容を十分に把握していなかった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船長が、機関整備記録等を十分に把握していない中、主機の使用を続けていたところ、本件インペラに経年劣化が、またはポンプ内部で濁水による摺動不良が生じ、ゴム部分が軸心から分離して破損したことから、冷却海水を送水できなくなって主機が過熱し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が航行中、船長が、機関整備記録等を十分に把握していない中、主機の使用を続けていたところ、本件インペラに経年劣化が、またはポンプ内部で濁水による摺動不良が生じ、ゴム部分が軸心から分離して破損したため、冷却海水を送水できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古の船舶を購入した船舶所有者は、機関整備記録を確実に把握して整備すること。 ・ 機関取扱者は、冷却海水ポンプにゴム製インペラを使用している場合、定期的に同インペラを点検すること。 ・ 機関取扱者は、定期的に冷却海水配管のホース（ポンプ吸入側）及びこし器を点検し、割れやシール材の劣化などが生じて空気を吸引していないことを確認すること。